

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業所)

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 華陽会 かようかい
法人所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1701 番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 岩田 竜司
電話番号	052-303-0152 (代表)

2 ご利用施設

施設の名称	居宅介護支援事業所 南陽
施設の所在地	〒455-0863 名古屋市港区新茶屋一丁目 1206 番地の 1
管理者名	青木 有美子
電話番号	052-303-1734 (直通)
ファクシミリ番号	052-303-3323

3 ご利用事業所であわせて実施する事業 (併設施設含む)

事業の種類		愛知県知事の事業者指定		利用定数	名古屋市基準 該当サービス
		指定年月日	指定番号		
施設	特別養護老人ホーム	平成 12 年 04 月 01 日	2371100153	80 人	該当・非該当
居宅	通所介護	通常規模型	平成 12 年 03 月 28 日	2371100351	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日		
	短期入所	併設事業	平成 12 年 03 月 28 日	2371100153	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日		
		空床利用	平成 13 年 06 月 18 日		
	居宅介護 支援事業所	要介護者	平成 17 年 11 月 01 日	2371100930	該当・非該当
		介護予防	平成 18 年 04 月 01 日		
	訪問介護	要介護者	平成 24 年 07 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2371101656	該当・非該当
		介護予防			
		居宅介護	平成 25 年 08 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)		
	訪問看護	重度訪問介護		2311200576	該当・非該当
		同行援護	令和 03 年 05 月 01 日		
		要介護者	令和 06 年 04 月 01 日		
	介護予防			2361190255	該当・非該当
ケアハウス				45 人	
住宅型有料老人ホーム		令和 06 年 04 月 01 日		23 人	該当・非該当
地域密着型 施設	小規模特別養護老人ホーム		平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100084	該当・非該当
	介護付有料老人ホーム		平成 23 年 04 月 01 日 (名古屋市長の事業者指定)	2391100076	該当・非該当
	看護小規模 多機能型	要介護者	令和 06 年 04 月 01 日	2391100381	該当・非該当

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的

65歳以上で、加齢や疾病、事故等により支援が必要な方、もしくは40歳以上65歳未満で、政令(平成10年政令412号)で定める16の疾病により、支援が必要な方(前後者とも要介護認定を受けられた方)に可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

運営方針

公正中立な立場から、お客様が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を行います。

お客様が安心して「何でも相談できる介護支援事業所」を目指します。

5 事業実施地域および営業時間

(1) 通常の事業実施地域

名古屋市港区、中川区、海部郡(蟹江町・飛島村)の地域とします

(2) 営業日・営業時間・24時間連絡体制

営業日	平日 (12月31日～1月3日を除く)
受付時間	月～金 午前9時00分～午後5時00分
サービス提供時間帯	月～金 午前9時00分～午後5時00分
営業時間外緊急連絡先	上記営業時間外も24時間緊急連絡体制を確保しています 連絡先 TEL (052) 303-0152 (代表)

6 職員体制(主たる職員)

居宅介護支援事業所 南陽

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	事業者の指定基準	保有資格			
		常勤		非常勤							
		専従	兼務	専従	兼務						
管理者	1.0		1.0			1.0	1.0	主任介護支援専門員			
介護支援専門員	4.0以上	3.0以上	1.0			4.0以上	1.0	主任介護支援専門員 介護支援専門員			
事務職員	1.0			0.4							

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	正規の勤務時間帯(9:00～17:45) 常勤で勤務	月9休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯(9:00～17:45) 常勤で勤務	月9休

8 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

- ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
- ご契約者の了承を得て主治医に意見をお尋ねすることがあります。
- サービス担当者会議を開催、照会し、必要があれば居宅サービス計画書を変更します。
- サービス計画の内容、利用料などを説明し了解を得ます。

②社会資源等、情報の提供

③関連事業所等との連絡調整

④要介護認定の新規・変更・更新の申請代行

⑤給付管理票の作成・提出

⑥介護保険施設等への紹介

＜サービス利用料金＞

※3級地 1単位当たり 11.05 円

要介護認定を受けられた方のサービス利用料金は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。(法定代理受領)

契約者の介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、1ヶ月につき下記のサービス利用料金を徴収させていただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書をもって区役所窓口で所定の手続きをすることにより、全額払戻しを受けられます。

居宅介護支援費（Ⅰ）【居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所】

＜当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満＞		
要介護1・2	(1,086 単位／月×11.05 円)	12, 000円
要介護3・4・5	(1,411 単位／月×11.05 円)	15, 591円
＜当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上60件未満＞		
要介護1・2	(544 単位／月×11.05 円)	6, 011円
要介護3・4・5	(704 単位／月×11.05 円)	7, 779円
＜当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上＞		
要介護1・2	(326 単位／月×11.05 円)	3, 602円
要介護3・4・5	(422 単位／月×11.05 円)	4, 663円

居宅介護支援費（Ⅱ）

【「ケアプランデータ連携システム」の活用及び事務職員の配置を行っている事業所】

＜当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件未満＞		
要介護1・2	(1,086 単位／月×11.05 円)	12, 000円
要介護3・4・5	(1,411 単位／月×11.05 円)	15, 591円
＜当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上60件未満＞		
要介護1・2	(527 単位／月×11.05 円)	5, 823円

要介護3・4・5	(683単位／月×11.05円)	7, 547円
<当事業所の介護支援専門員1人当たりの取扱件数が60件以上>		
要介護1・2	(316単位／月×11.05円)	3, 492円
要介護3・4・5	(410単位／月×11.05円)	4, 531円

看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内 の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者 ・指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者へのケアマネジメントを行う場合、所定単位数の 95% を算定する。

＜加算＞

特定事業所加算
特定事業所加算(Ⅰ)
(519単位／月×11.05円)
5, 735円
特定事業所加算(Ⅱ)
(421単位／月×11.05円)
4, 652円
特定事業所加算(Ⅲ)
(323単位／月×11.05円)
3, 569円
特定事業所加算(A)
(114単位／月×11.05円)
1, 260円
厚生労働大臣が定める加算要件を満たす場合、上記いずれかの加算を算定します。

特定事業所医療介護連携加算	(125 単位／月×11.05 円)	1, 381 円
特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定していることと、厚生労働大臣が定める加算要件を満たす場合算定します。		

通院時情報連携加算	(50 単位／月×11.05 円)	552 円
利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師から利用者に関する必要な情報提供を受けたうえで、居宅サービス計画（ケアプラン）等に記載した場合。		

入院時情報連携加算(Ⅰ)	(250 単位／月×11.05 円)	2, 763 円
利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。		

入院時情報連携加算(Ⅱ)	(200 単位／月×11.05 円)	2, 210 円
利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合。		

退院・退所加算（Ⅰ）イ	(450 単位／月×11.05 円)	4, 973 円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている事。		
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	(600 単位／月×11.05 円)	6, 630 円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けている事。		
退院・退所加算（Ⅱ）イ	(600 単位／月×11.05 円)	6, 630 円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている事。		
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	(750 単位／月×11.05 円)	8, 288 円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けしており、うち1回以上はカンファレンスによる事。		
退院・退所加算（Ⅲ）	(900 単位／月×11.05 円)	9, 945 円
医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けしており、うち1回以上はカンファレンスによる事。		

ターミナル ケアマネジメント加算	(400 単位／月×11.05 円)	4, 420 円
在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、24 時間連絡が取れる体制の確保・死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握し支援実施・訪問で把握した利用者の情報を記録し、主治医等事業所に情報の提供をした場合。		

初回加算	(300 単位／月×11.05 円)	3, 315 円
新規に指定居宅介護支援を受けた場合、または、要介護認定区分が2段階以上変更となった場合、要支援者が要介護になった場合。		

緊急時等居宅カンファレンス加算	(200 単位／月×11.05 円)	2, 210 円
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅及び地域密着型サービスの利用調整を行った場合。		

＜減算＞ ※当事業所が減算要件に該当した場合

特定事業所集中減算
当居宅介護支援事業所が居宅サービス計画を位置づけた訪問介護サービス等事業所の割合が80%を超えた場合に、居宅介護支援費から200単位を減算します。

運営基準減算
厚生労働大臣が定める運営基準減算項目の不履行がある場合、対象者ごとに100分の50を乗じて減算します。また、2ヶ月以上継続している場合については、算定いたしません。本人その家族は複数の事業所の紹介を求める事が可能・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能。

業務継続計画未実施減算

厚生労働大臣が定める運営基準減算項目の不履行がある場合、対象者ごとに100分の50を乗じて減算します。また、2ヶ月以上継続している場合については、算定いたしません。本人その家族は複数の事業所の紹介を求める事が可能・当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能。

＜解約料＞

お客様はいつでも契約を解約することができ、いっさい料金はかかりません。

＜交通費＞

前記5の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

9 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

10 事故発生時の対応方法

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で事故が発生した場合は、速やかに町及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故が生じた際は、その原因を解明し、再発防止のために対策を講じます。事業所に連絡するとともに、利用者の主治医又は医療関係への連絡を行い、医師の指示に従います。

11 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者の尊厳の保持・人権・虐待防止のために、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知します。

(2) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

12 暴言・暴力・ハラスメントの防止

(1) 当事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為・セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。合わせて、利用者から当事業所の職員へのハラスメント等により中断や契約を解除する場合があります。

13 業務継続計画の策定等

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

- (1) 当事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及訓練を新規採用時及び、年1回以上実施します。
- (2) 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 守秘義務

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。

15 医療機関との連携促進について

事業者、介護支援専門員又は従業者が、居宅介護支援を提供する業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治の医師ないし歯科医師等に対して意見を求める事ができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対して居宅介護サービス・支援計画を交付します。

居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの、氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

16 居宅介護サービス事業所等の紹介等について

居宅介護支援の実施にあたって、お客様は、事業者、介護支援専門員又は従業員に対して複数の介護サービス事業者等を紹介するよう求める事ができます。また、介護サービス・支援計画に位置付けた介護サービス事業者等について、その位置づけた理由を求める事ができます。

17 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合は、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

18 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口： 居宅介護支援事業所 南陽 管理者 青木 有美子

所在地 : 名古屋市港区新茶屋一丁目 1206 番地の 1

連絡先 : 052-303-1734 (直通)

受付時間 : 毎週月曜日 ~ 金曜日 午前 9 時 00 分 ~ 午後 5 時 00 分

(2) 苦情処理方法

苦情の受け付け

苦情受付担当者は、利用者から苦情を隨時受け付けします。その際、必要事項を書面に記入し、苦情申し出人に確認します。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護 保険課 東桜分室	所在地 名古屋市東区東桜一丁目 14 番地 11 号 DP スクエア東桜8階 電話番号 052-959-3087 受付時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
海部郡飛島村役場民生部保険福祉課	所在地 海部郡飛島村大字松之郷三丁目 46-1 電話番号 0567-52-1001 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
海部郡蟹江町役場福祉課	所在地 海部郡蟹江町学戸 3-1 電話番号 0567-95-1111 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分
弥富市役所介護高齢課	所在地 弥富市前ヶ須町南本田 335 電話番号 0567-65-1111 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目 6-5 電話番号 052-971-4165 受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（毎休憩除く）

令和 年 月 日

指定介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 南陽
説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏名 印

(代理人を選定した場合)

代理人住所

氏名 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(付属別紙)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果ができるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービス提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただけません。
- また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立(非該当)または要支援となった場合の利用料について

- 要介護認定の結果、自立(非該当)又要支援となった場合は、利用料をいただけません。

4. 要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 要介護認定の結果、自立(非該当)又は要支援となった場合には、認定後には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。